

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622
URL <http://www.kakikyo.or.jp>
印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2019年(平成31年) January 1月号

新年のごあいさつ



黎明の船出（始良市）

【写真提供：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま.....	1
新年のあいさつ 労働基準協会長.....	2
新年のあいさつ 鹿児島労働局長.....	3
年末・年始へ向けた 労働災害防止対策の推進について（緊急要請）.....	4～6
労務管理あれこれ ～社員時の年休を嘱託となった後取得、 社員時の賃金で支払うのか～.....	7
産業保健 ～「発達障害」と診断する意義～.....	8

高齢者の雇用状況について.....	9
平成30年 業種別死傷災害発生状況（11月末速報値）.....	10
新刊・改訂図書のご案内 ～労働災害防止に役立つ本～.....	10
平成30年度安全衛生教育推進運動のご案内.....	11～12
保健師からお届け スギ花粉症根治療法知ってる?!.....	13
平成30年度鹿児島県労働災害防止研修会のご案内.....	14
ストレスチェック後の職場環境改善研修会のご案内.....	15～16
特別な休暇制度の導入活用セミナーのご案内.....	17
平成31年2月の講習開催のご案内.....	18

さくらじま

昨年の4月に本州最北端の青森から赴任した。当時、徒歩通勤で片道20分程度。鹿児島では南薩からの通勤。鉄道の乗車時間は60分、アパートから役所まではトータル80分。同僚から「大変ですね」と言われる。当初は早朝に出て揺れる列車に加え、途中から満員になるので辛かった。帰りは時間を持て余した。今、行きは新聞を読み車両内が込み始める頃居眠り。帰りは読書や音楽鑑賞。また、夕焼けの美しい錦江湾や桜島を眺め季節を感じながらの旅へと変化した。私にとって通勤時間は大切な時間となり、通勤は「慣れ」た。

鹿児島の夏が心配だった。2年間雪国での生活で身体は寒さには慣れていない。暑さはどうか。当初、人工的なエアコンの涼しさに慣れず辛かった。でも、ゆう活の活用や服装の工夫で身体が少しずつ

「慣れ」た。そう、人間はその環境や行動に順応し「慣れる」のです。

働き方改革は大きなパッケージとしてとても重要でその推進に力を入れている。同様に労働災害防止にも力を入れている。労働という尊い活動の中でケガはもとより亡くなるということは絶対にあってはならない、という意気込みで県内の労働基準行政の旗振りをしている。労働災害の状況をつぶさにみると「慣れ」によるものと考えられる事故がある。ヒューマンエラーという言葉は好きではない。人は「慣れ」てエラーをするものだ。だから、労働安全法令はそれがあつたとしても労働災害が発生させないことを前提に規定している。

基本動作をしっかりと守り、設備を万全に。今日、明日、明後日、そして、本年一年間、どうぞ「ご安全に」。



新年のごあいさつ

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
会長 諏訪 健 祐

新年あけましておめでとうございます。

会員事業場の皆様におかれましては、すがすがしい新年をお迎えのことと存じます。

昨年は、当協会の各種事業の推進につきまして、関係機関をはじめ会員皆様の温かいご協力ご支援をいただきましたことを心より感謝申し上げます。

公益社団法人として法令遵守に努め適正な事業運営を行ってまいりますので、今後とも関係機関のご指導と会員の皆様のご理解、ご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

さて、昨年の事業として、第一に「労働条件の確保や労働福祉の増進対策」及び「労働者の安全と健康の確保対策」に係る広報・啓発活動として、機関誌「鹿児島労基」による周知をはじめ、労務管理講習会の開催や全国安全週間・労働衛生週間説明会並びに鹿児島労働安全衛生大会、ゼロ災害運動危険予知トレーナー研修会など各種説明会や研修会等を開催いたしました。

また、平成30年7月6日に公布された働き方改革関連法では、長時間労働の是正と健康確保措置の充実等が盛り込まれており、施行を前に説明会をするなど周知に努めたところであり、今後も引き続き啓発活動を進めてまいります。

第二に、技能講習等の講習事業では、年間講習実施計画に基づき、鹿児島教習所において各種運転技能講習及び作業主任者技能講習、安全衛生教育等を実施するなど、資格者の充足に努めてまいりました。

車両系建設機械運転技能講習においては、実技講習用機械（バックホー）を更新し、最新の機材で運転指導を実施致しました。

第三に、健康診断・作業環境測定事業につきましては、年間健診計画に基づきヘルスサポートセンター鹿児島において室内健診をはじめ、各地の事業場を巡回するなど、きめ細かい健診を実施するとともに、がん検診など受診者のニーズを取り入れた健診を実施致しました。

受診者は、年々増加していることから担当スタッフを増員するなど実施体制の整備と産業医・保健師による保健指導の充実に取り組みました。

今後も、疾病の早期発見はもちろん生活習慣病の予防や健康の保持・増進等を推進していくこととしています。

また、有害作業場の作業環境測定につきましても、作業環境測定法に基づく有機溶剤、特定化学物質、石綿、電離放射線等の各種作業環境測定を行うとともに精度管理の向上に努めてまいりました。

この他、県内各支部においては、本事業の一層のきめ細かい推進をはじめ労働保険の事務組合などの会員事業場サービス等も実施してまいりました。

新年を迎え、引き続き、講習事業や健康診断事業等を積極的に実施し、災害のない安心・安全で健康な職場づくりを推進していく所存でございます。

本年も、会員各位をはじめ、行政ご当局、関係機関の皆様の格段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様のご健勝と事業の益々のご発展をご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

謹んで新春のご祝詞を申し上げます

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

平成31年元旦



会 長	諏 訪 健 祐
副 会 長	下 堂 蘭
副 会 長	橋 口 知 豊
副 会 長	森 田 潤 一郎
	塚 田 洋 浩
	西 松 清 幸
	吉 田 邦 隆
	林 本 耕 夫
専 務 理 事	吉 本 耕 夫





新年のごあいさつ

鹿児島労働局

局長 小林 剛

明けましておめでとうございます。

新年を迎え、皆様のご健康とご繁栄を心よりお祝い申し上げます。

また、公益社団法人鹿児島県労働基準協会におかれては、鹿児島労働安全衛生大会の開催、労働安全衛生法に基づく各種技能講習の実施、労働災害防止のための教育・研修の開催、ヘルスサポートセンター鹿児島での健康診断の実施等、年間を通じて幅広い活動にお取り組みいただいていることに敬意を表します。

さて、鹿児島県の景気については、緩やかな回復が続いています。また、鹿児島県の雇用失業情勢についても、有効求人数が前年を上回り、有効求人倍率が、高い水準を維持するなど、引き続き改善しています。

このような状況の中、鹿児島労働局においては、総合労働行政機関としての役割を果たすべく、各種施策を展開しているところです。

第一に、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下、改正法という。）が平成30年6月29日に国会で成立し、7月6日に公布されたところであり、当局では、改正法の周知に努めることはもとより、企業の円滑な対応が図られるように各種支援に取り組んでいます。

特に、中小企業等では、人手不足感が深刻になってきており、生産性向上による企業の変革とともに、職場環境や待遇の改善などにより、「魅力ある職場づくり」が真に求められています。

当局としても、改正法の各事項が確実に実施されることにより、県内の働き方改革を推進し、女性、若者、高齢者等誰もが活躍できるよりよい雇用・労働環境の実現を目指してまいりますとともに、引き続き、改正法の周知や中小企業、小規模事業者支援対策等に努めてまいります。

第二に、雇用の安定を図るために、各種の雇用対策に取り組んでまいります。

まず、多様な方々の雇用の安定の実現のために、求職者が応募しやすい良質求人確保等に努めるとともに、きめ細かな就職支援に取り組んでまいります。

また、若者の雇用管理の状況などが優良な「ユースエール認定企業」など、県内企業の積極的な情報発信等による、県内就職の促進及び若年者の職場定着促進、生涯現役社会の実現に向けて65歳を超えても希望者全員が働ける制度導入の促進、障害者雇用については、能力と適性に応じた雇用の場就職し、地域で自立した生活を送ることができるような支援に取り組んでまいります。

その他、地方公共団体等との間でマイナンバーを使用した情報連携が開始されていることから、雇用保険手続きの届出にマイナンバーの記載が義務であることについて、引き続き、事業主の皆様への周知に取り組むとともに、マイナンバーのより安全な取扱い及び事業主の皆様への利便性向上のため、雇用保険関係手続きの電子申請の促進についても周知を行ってまいります。

第三に、働く方の労働条件や健康と安全の確保に取り組んでまいります。

長時間労働による過労死など心身の健康障害は一人たりとも発生させてはならないとの強い意志で、長時間労働の解消をはじめとして、適正な労働条件で安心して働ける環境をつくるため、引き続き、立入調査を徹底してまいります。また、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の5日取得義務を内容とする改正労働基準法が、本年4月1日から円滑な施行を迎えられるよう、説明会や個別訪問による周知に努めてまいります。

近年大幅な引上げが続く最低賃金については、貴会を初めとする関係団体や自治体とも連携した広報などによる周知や遵守状況の調査に積極的に取り組んでまいります。

安全衛生の確保については、平成30年度からスタートした第13次労働災害防止計画に基づき、労働災害防止対策や心身の健康確保・職業性疾病対策などを推進してまいります。また、治療と仕事の両立支援にも取り組んでまいります。

第四に、労働保険料の適正徴収等への取り組みをしてまいります。

労働保険料の適正徴収と労働保険の適用促進については、労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平及び労働者の福祉の向上等の観点から、適正徴収に取り組むとともに、未手続事業の一掃対策にも引き続き取り組んでまいります。また、電子申請の利用率向上が求められているなか、労働保険料の口座振替の制度及び年度更新手続における電子申請の利用拡大についても、一層の周知を図ってまいります。

新年においても、鹿児島労働局としては、総合労働行政機関として、「働き方改革」を始めとした各種の施策に積極的に取り組む所存でございます。

こうした施策の実効ある推進のためには、関係団体との連携が不可欠であり、とりわけ労働環境の整備推進に大きな役割を果たされている貴協会とはより一層の協力関係を維持、発展させていかなければならないと考えておりますので、本年も引き続きよろしくご協力申し上げます。

平成31年元旦

謹んで新年のお慶びを申し上げます

平成31年元旦



鹿児島労働局

局 長	小林 剛
総 務 部 長	片平 一哉
総務課長	宝満 隆
労働保険徴収室長	東 博孝
雇用環境・均等室 室 長	大庭 直美
労働基準部 部 長	田之上英治
監督課長	恩田 基弘
賃金室長	上ノ原 勉
健康安全課長	大澤 隆
労災補償課長	西田 和宝
職業安定部 部 長	平山 雅裕
職業安定課長	日高 謙次
需給調整事業室長	泉 仁志
職業対策課長	中洲 拓人
訓練室長	和田 滋

鹿児島労働基準監督署 署長	山崎 秀一
川内労働基準監督署 署長	水溜 栄作
鹿屋労働基準監督署 署長	夏迫 昭人
加治木労働基準監督署 署長	平松 弥生
名瀬労働基準監督署 署長	牧角 文治

年末・年始へ向けた 労働災害防止対策の推進について（緊急要請）

（公社）鹿児島県労働基準協会

平成30年11月27日付け鹿児島労働局長より当協会長へ年末・年始へ向けた労働災害防止対策の推進について別紙のとおり緊急要請がありましたのでお知らせします。

労働災害が増加していますのでより一層の災害防止対策の取組をお願い致します。

（別紙）

鹿労発基1127第2号

平成30年11月27日

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会 会長 殿

鹿児島労働局長

年末・年始へ向けた労働災害防止対策の推進について（緊急要請）

当局の10月末における労働災害による休業4日以上死傷者数は前年同期より17人増の1,471人であり、死亡者数は前年同期より3人減の12人であるものの10月だけで5人が亡くなっています。

当局における第13次労働災害防止計画では、労働災害による死亡者数を各年対2017年比25%以上減少させること及び休業4日以上死傷者数を対2017年比5%以上減少させることを主な目標としています。

初年度である今年度の労働災害発生状況を踏まえると、当該目標達成が困難な状況となっていることから、一層強力に労働災害防止対策に取り組む必要があります。

このため、当局においては、年末・年始へ向けて、下記に示すような労働災害の傾向等を踏まえた対策を推進することとしています。

貴団体におかれましては、傘下の構成事業場に対し、下記の事項を周知いただくとともに、それぞれの実情に即した取組の実施に特段のご配慮をお願いいたします。

なお、貴団体における平成30年12月1日から平成31年1月31日までの取組結果については、別紙の様式（項目を網羅していれば任意の書式で差し支えありません）により、平成31年2月15日までに当局（担当；労働基準部健康安全課）までご提出いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 業種別の労働災害防止対策等について

(1) 建設業

ア 労働災害発生状況

建設業における死亡者数は4人と前年同期比4人（50%）の減少である一方、休業4日以上死傷者数は234人と前年同期比2人（0.9%）の増加となっている。

死亡災害の型別の発生状況を見ると、墜落・転落が3人と全体の75%を占めている。

休業4日以上死傷災害についても、墜落・転落が94人と全体の40.2%を占めており、墜落・転落に続いて、はさまれ・巻き込まれ、転倒の順で多く発生している。

イ 対策

災害の発生状況を見ると、基本的な安全対策が不十分なことにより、災害につながっているものが多いと見られる。このため、店社、元請及び関係請負人に対し、以下(ア)～(エ)に掲げた事項をはじめとして、改めて法令の遵守をはじめとした基本的な対策の徹底を図ること。また、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ、平成30年7月2日改訂）により工期の適正化を図ること。

(ア) 「屋根・はり等」、「足場」及び「開口部」からの墜落・転落災害が多く発生しており、屋根・はり等からのものでは、スレート等の屋根の踏み抜きによるもの、作業床や手すりの未設置又はその場合の安全帯の不使用のものが多く、足場からのものでは、ほぼ全てにおいて手すり等の未設置（そもそも設置していないもの、一時的に取り外され戻されていないもの）又は安全帯が不使用の状況であった。

このため、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第518条、第519条、第524条、第563条、第564条、第567条をはじめとした法令の遵守徹底を図るとともに、足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱に基づく対策を実施すること。

また、墜落制止用器具に係る法令改正等について留意すること。

(イ) 崩壊・倒壊災害においては、土砂崩壊に関連する災害が約半数を占めることから、地山の掘削作業においては、事前の調査の結果に応じた適切なこう配による掘削の実施又は土止め支保工の設置を徹底すること。

(ウ) はさまれ・巻き込まれ災害においては、ほぼ全てにおいて、車両系建設機械、移動式クレーン又はトラック等を起因物としており、これらが輻輳して作業が行われている箇所での災害、これらに轢かれることによる災害（逸走したことによるものも含む）が多いことから、車両系建設機械等と接触のおそれ

のある場所への立入禁止、誘導員の配置、車両系建設機械等の逸走の防止措置等を徹底すること。

- (エ) 飛来・落下災害においては、移動式クレーン、ウインチ等による荷の運搬作業時に荷が落下することによる災害が約半数を占めていることから、作業間の連絡調整を十分に行うことにより荷の下への立入禁止措置を徹底すること。

(2) 製造業

ア 労働災害発生状況

製造業における死亡者数は1人と前年同期と同じであるが、休業4日以上死傷者数は278人と前年同期比25人（8.3%）の減少となっている。

休業4日以上死傷災害については、転倒が72人と全体の25.9%を占めており、転倒に続いて、はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれの順で多く発生している。

イ 対策

- (ア) 死傷災害の約4分の1を転倒災害が占めていることから、下記2(1)を踏まえた対策の徹底を図ること。

また、死傷災害の約5分の1を機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害が占めていることを踏まえ、機械等による災害等が発生した機械等はもとより、はさまれ・巻き込まれ災害を発生するおそれのある機械等に対して、リスクアセスメントの実施及びそれに基づく措置の確実な実施を図ること。

なお、リスクアセスメントの実施にあたっては、必要に応じ、中央労働災害防止協会が実施する「中小規模事業場安全衛生サポート事業」の個別支援や集団支援の活用を図ること。

- (イ) 近年、施設の老朽化等を原因とする墜落などの労働災害も発生していることから、製造業のうち大規模な設備を有する事業場においては、経年設備の劣化状況の調査結果をまとめたリーフレット等を活用し、計画的な設備の更新、優先順位を付けた設備の定期的な点検・補修等を実施すること。
- (ウ) 上記の対策の実施に当たっては、経済産業省、中央労働災害防止協会及び当省が連携して設立された「製造業安全対策官民協議会」が公表したリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの有効性等に関する分析結果やリスクアセスメントの共通手法等の活用を図ること。

(3) 林業

ア 労働災害発生状況

林業における死亡者数は1人と前年同期と同じであるが、休業4日以上死傷者数は37人と前年同期比2人（5.7%）の増加となっている。

休業4日以上死傷災害については、激突され、切れ・こすれの順で多く発生している。

イ 対策

- (ア) 現在、依然として、激突されといった伐木作業に係る死亡災害が多く発生しており、今後、伐木作業が本格化する時期を迎えることから、本年、死亡災害が発生している当県においては、林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「林災防」という。）鹿児島県支部、森林管理署、鹿児島県、森林組合等と連携して行うパトロール等に積極的に参加し、改めて死亡災害防止の徹底を期すこと。
- (イ) 今後、労働安全衛生規則改正により、伐木作業等の安全対策を強化する予定であることから、追って通知する予定の改正内容に留意すること。

- (ウ) 平成30年6月26日付け基安安発0626第1号「平成30年度厚生労働省補助事業「伐木作業時における労働災害防止のための特別活動」に基づく林業における労働災害防止対策の推進について」に基づき、本年度、林災防では、厚生労働省補助事業「伐木作業時における労働災害防止のための特別活動」に基づき、林業の事業場等を対象として、林野庁と連携し、林業普及指導員等による伐木等作業現場での労働災害防止のための講習会を開催することから、当該講習会を効果的に活用すること。

(4) 陸上貨物運送事業

ア 労働災害発生状況

陸上貨物運送事業における休業4日以上死傷者数は、156人と前年同期比27人（20.9%）の増加と特に当局においては増加率が高くなっている。

事故の型別では、墜落・転落が49人と全体の31.4%を占めている。墜落・転落に続いて、転倒、動作の反動・無理な動作（「腰痛」を含む。以下同じ。）の順で多く発生している。なお、墜落・転落、転倒は前年同期比で増加している。

イ 対策

労働災害の多くは荷主先等での荷役作業中に発生したものと考えられることから、荷主、配送先、元請事業者等と連携して安全対策に取り組めるよう、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインの策定について」（平成25年3月25日付け基発0325第1号）に基づく対策を徹底すること。なお、転倒については下記2(1)を、腰痛については、下記2(2)を踏まえた対策の徹底を図ること。

(5) その他の業種（第三次産業）

ア 小売業

(ア) 労働災害発生状況

小売業における休業4日以上死傷者数は、141人と前年同期比16人（12.8%）の増加となっている。

事故の型別では、転倒が47人と全体の33.3%を占めている。転倒に続いて、墜落・転落、交通事故（道路）の順で発生している。

また、特に、新聞販売業における休業4日以上死傷者数は24人で小売業全体の労働災害の17.0%を占めている。事故の型別では、交通事故（道路）が7人と全体の29.2%を占めている。なお、これは小売業全体の交通事故（道路）のうち53.8%を占めている。

(イ) 対策

平成30年3月30日付け基安安発0330第3号「第13次労働災害防止計画を踏まえた第三次産業における労働災害防止対策の推進について」により展開している「労働者に安全で安心な施設・店舗づくり推進運動」に積極的に参加し、本社等においては労働災害防止・健康確保に取り組むとともに、店舗における安全衛生担当者の配置、安全衛生活動の活性化・定着を図ること。このとき、厚生労働省が開設している職場のあんぜんサイトの「働く人に安全で安心な職場・施設づくり推進運動」特設サイトに平成29年度に小売業・飲食店の経営トップを対象として実施したセミナーのテキストを公表し、経営トップが先頭に立って、労働災害防止の旗を振り成果を上げている企業の好事例を紹介しているため、参考にすること。なお、転倒については下記2(1)、腰痛については下記2(2)を踏まえた対策の徹底を図ること。

また、新聞販売業については、交通事故については下記2(4)を踏まえた対策の徹底を図ること。また、新聞販売業で多いバイク事故の防止対策として、ヘルメット及び再帰性反射材等を使用した高視認性のベストの適切な着用や、早朝・夕方のライトの点灯の徹底を図ること。なお、高視認性のベストの選定に当たっては、JIS T 8127（高視認性安全服）に留意することが望ましいこと。

イ 社会福祉施設

(ア) 労働災害発生状況

社会福祉施設における休業4日以上之死傷者数は、108人と前年同期比4人（3.6%）の減少となっている。

事故の型別では、転倒が36人と全体の33.3%を占めている。転倒に続いて動作の反動・無理な動作、墜落・転落の順で多く発生している。また、転倒と動作の反動・無理な動作（34人）を合計すれば、社会福祉施設における災害全体の74.1%を占めている。なお、転倒及び墜落・転落は前年同期比で増加している。

(イ) 対策

転倒災害については下記2(1)、腰痛については下記2(2)を踏まえた対策の徹底を図ること。また、社会福祉施設における事業者・介護従事者を対象に、腰痛予防講習会を全国で開催しているので、関係事業場においては積極的に参加すること。

ウ 飲食店

(ア) 労働災害発生状況

飲食店における休業4日以上之死傷者数は、33人と前年同期比9人（21.4%）の減少となっている。

事故の型別では、高温・低温物との接触が9人と全体の27.3%を占めている。高温・低温物との接触に続いて墜落・転落、切れ・こすれが同数で続いている。また、墜落・転落は前年同期比で増加している。

(イ) 対策

調理中などの労働災害を防止するため、飲食店の労働災害防止マニュアルを参考にするとともに、平成30年3月30日付け基安発0330第3号「第13次労働災害防止計画を踏まえた第三次産業における労働災害防止対策の推進について」により展開している「労働者に安全で安心な施設・店舗づくり推進運動」に積極的に参加し、本社等においては労働災害防止・健康確保に取り組むとともに、店舗における安全衛生担当者の配置の促進、安全衛生活動の活性化・定着を図ること。このとき、厚生労働省が開設している職場のあんぜんサイトの「働く人に安全で安心な職場・施設づくり推進運動」特設サイトに平成29年度に小売業・飲食店の経営トップを対象として実施したセミナーのテキストを公表し、経営トップが先頭に立って、労働災害防止の旗を振り成果を上げている企業の好事例が掲載されているので、参考にすること。なお、転倒については下記2(1)、腰痛については下記2(2)を踏まえた対策の徹底を図ること。

エ 通信業

通信業における休業4日以上之死傷者数は、21人と前年同期比で5人（31.3%）増加となっている。事故の型別では、交通事故（道路）が11人と全体の52.4%を占めている。交通事故（道路）に続いて転倒、動作の反動・無理な動作の順に多く発生している。また、転倒及び墜落・転落は前年同期比で増加

している。

通信業においては郵便配達中の労働災害が大多数を占めるため、交通事故については下記2(4)、転倒については下記2(1)、腰痛については下記2(2)を踏まえた対策の徹底を図ること。

2 業種横断的な対策について

(1) 転倒の防止

転倒は、近年業種を問わず増加を続けており、平成30年10月末現在での休業4日以上之死傷者数は328人であり、前年同期比で10人（3.1%）増加しており、近年の死傷者数増加の大きな要因となっている。近年の災害の傾向から、以下のとおりの留意点が挙げられる。

ア 高齢労働者対策

転倒災害は高齢労働者、特にそのうち女性の労働者が多く被災する傾向があることから、転倒災害を防止するため、転倒危険場所、滑りにくい履き物の選択について労働者に周知するとともに、特に高齢労働者を多く雇用する事業場においては、始業前の体操等を実施すること。また、平成30年6月に中央労働災害防止協会が発行した「エイジアクション100～生涯現役社会の実現につながる高齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～」等、高齢労働者の安全と健康の確保のための留意事項がまとまったテキスト等を活用すること。

イ 冬季（積雪や凍結による転倒災害が多い時期）での対策

転倒災害は冬季に積雪等により多く発生する傾向があるため、冬季より前に、転倒危険場所の周知、滑りにくい履き物の選択とともに、転びにくい歩き方の励行など、転倒防止対策等を徹底すること。

(2) 腰痛の予防

第三次産業、製造業、陸上貨物運送事業の動作の反動・無理な動作による死傷者の発生件数は、増加傾向にある。特に、経験年数3年未満の労働者の占める割合が高く、また、40歳以上の労働者においては休業見込みが6か月以上の重篤な災害が多発している。このことに鑑み、平成25年基発0618第1号「職場における腰痛予防対策の推進について」に基づく対策の徹底、特に雇入時における腰痛予防等の労働衛生教育や、補助機器の導入等による腰部に負担のかかる作業の省力化等の実施を図ること。

(3) 酸素欠乏症等の防止

全国的には死亡者数が前年と比べ増加している。特に製造業や清掃・と畜業においては、平成10年12月22日付け基安発第34号「酸素欠乏症等防止対策の徹底について」により救助する者に呼吸器等を確実に使用させる等による二次災害防止対策を徹底すること、事業場における酸素欠乏危険場所の把握・表示と労働者への周知、酸素欠乏の危険性等について教育を徹底すること等必要な酸素欠乏症防止対策を実施すること。

(4) 交通労働災害対策

交通事故（道路）の平成30年10月末現在での休業4日以上之死傷者数は、76人であり、前年同期比で13人（14.6%）減少している。

年末、年始は特に慌ただしい時期であるため、交通労働災害防止対策として、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成30年6月1日改正）に基づく措置を徹底すること。

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

社員時の年休を嘱託となった後取得、社員時の賃金で支払うのか

(Q) 年次有給休暇取得日に支払うべき賃金についてお聞きします。

当社は、社員が年次有給休暇を取得した日については、通常の労働日の賃金を支払うこととしています。当社には、60歳に達した以降も引き続き嘱託として勤務している者がいるのですが、このような者が、社員のときに付与された年次有給休暇を嘱託となった後に取得した場合、年次有給休暇取得日の賃金は、社員のときの賃金額に応じて支払わなければならないのでしょうか。

年休取得日の契約による賃金で支払えばよい

(A) 年次有給休暇取得日の賃金については、①通常の労働日の通常の賃金②平均賃金③健康保険法第99条第1項で定める標準報酬日額（労使による書面の協定がある場合に限る）一の3つのうちいずれかのものを支払わなければならないとされています（労働基準法第39条第6項）。

前記①～③のうち、いずれの方法で支払うかについては、就業規則などで明確にしておくことが必要です。そして、この支払方法を定めた場合には、必ず、その選択した方法で支払わなければならないなりません。どの方法で支払うかを、その都度決定するような取扱いは認められません。

貴社は、①の通常の労働日の通常の賃金を支払っているということです。

年次有給休暇については、定年後も引き続き嘱託などとして再雇用する場合、実質的に労働関係が継続してい

るとみなされることとなります。したがって、定年時に有している残余の年次有給休暇は、嘱託となった後も付与された日から2年間の時効にかかるまでは取得できることとなります。

年次有給休暇の発生要件である勤続年数についても、定年前の勤続年数を通算することとなります。

では、この場合、年次有給休暇取得日の賃金については、嘱託となった後の時間給額に応じた賃金を支払えばよいのか、それとも、社員のときの賃金額に応じて支払わなければならないのでしょうか。この点については、年次有給休暇取得日における労働契約の内容によって支払うこととなります。したがって、嘱託の身分に変更された後に社員のとき（一般に嘱託より賃金額が高い）に付与された年次有給休暇を取得する場合も、年次有給休暇の取得日について、社員のときの賃金額に応じた賃金を支払う必要はありません。年次有給休暇所得日の契約内容、つまり、嘱託としての賃金額に応じた賃金を支払えば足りません。

これは、例えば、パートタイマーから社員に身分変更され、賃金が増加した場合に、パートタイマーのときに付与された年次有給休暇を社員となった後に取得するような場合も取り扱いは同じとなります。

なお、ご質問のケースとは異なりますが、パートタイマーなどについて、年度の途中で週の所定労働時間など契約内容が変更されるケースが少なくありません。この場合も、前述したように、年次有給休暇取得日の賃金は、年次有給休暇取得日での契約内容によって支払うこととなります。

例えば、1日4時間のときに発生した年次有給休暇を、1日6時間勤務になった後に取得した場合には、年次有給休暇取得日については、4時間分の賃金ではなく、6時間分の賃金を支払わなければならないなりません。



「発達障害」と診断する意義

鹿児島大学医学部保健学科・大学院保健学研究科 教授
鹿児島産業保健総合支援センター
産業保健相談員 赤崎 安昭
(メンタルヘルス)

最近、「発達障害の人への対応の仕方がわからないので教えて欲しい」といった相談や質問が増えてきたように思います。発達障害者支援法などの法整備がなされたことによって、発達障害という診断名の知名度が高くなったことが影響しているのでしょうか。それともテレビドラマなどでも取り上げられるようになったためでしょうか。

さて、ここで問題です。あなたは、「発達障害」に対してどのようなイメージを持っていますか。「KY（空気が読めない）」、「変な人」、「オタク」とネガティブなイメージをお持ちではないですか。

そもそも発達障害というのは、英国の精神科医ローナ・ウィングが知的障害の見られない自閉的傾向を示す子どもをアスペルガー症候群と呼ぶようになったことに端を発し、自閉症の概念も拡大したことによって、広汎性発達障害（世間ではこれを「発達障害」という）として広く社会に浸透していきました。ところが、2013年、米国精神医学会の診断基準であるDSM-5の登場により、広汎性発達障害とアスペルガー症候群は姿を消し、自閉症スペクトラム症（ASD）という名称に変更されました。このような呼称の変更もあり、現在、ASD研究は「過渡期」にあるといえます。

法施行前の学校調査では、発達障害が疑われる生徒が約7%存在するにもかかわらず、実際に発達障害としてしかるべき支援を受けている生徒は0.05%という数値が発表されています。では、診断を受ける機会を逃した発達障害児はどうなるのかといいますと、「社会での生きづらさ」を感じる原因（①社会性の障害、②コミュニケーションの障害、③社会的想像力の障害）に気付かぬまま成長し、大人になってから何らかの精神疾患（例えば、適応障害）を発症する可能性があります。これらのことを踏まえて、「発達障害と診断する意義」について私見を述べさせていただきます。

自分自身であれ、家族であれ、職場の同僚であれ、「発達障害」と診断されたことで困惑する必要はありません。なぜなら、診断が付いたことによって、その人が今まで悩んできた「生きづらさ」の原因が明確になるから

です。また、「(その人の) 特性の中で凸凹した部分」も明確になるわけですから、これからの社会生活を円滑に過ごすヒントが見えてくるからです。ところが、一部の精神科医や心療内科医は、「あなたは発達障害です。処方する薬はありませんから通院の必要はありません」とか、「あなたは注意欠陥多動性障害（ADHD）です。それに効く薬を処方します。勝手にやめたらダメです」などと告げる医師がいます。言い換えますと、「あなたは医療の対象者ではない」とASDを医療から他の領域にダイバージョンさせようとする医師、「衝動性・攻撃性」を全てADHDで説明付けようと「過剰診断」あるいは「誤診」をする医師がいます。ASDはあくまでも「スペクトラム」ですので、障害の程度には「濃淡」の差があります。ASDの特性が色濃く出現し、周囲の人たちを混乱させているASDもいるでしょう。逆に医療者側の「過剰診断」あるいは「誤診」によって、飲まなくても良い薬を服用している「偽物のASD」もいるかもしれません。ASDと宣告されて困惑されている方、ASDと診断された労働者を抱えて困惑している関係者の方は、「セカンドオピニオン」として診断した医師以外の専門医に診察・検査を依頼してください。精神科医や心療内科医に相談することに抵抗がある方は、私も相談員としてかかわっている鹿児島産業保健総合支援センターにご相談ください。

最後になりますが、私は司法精神医学という領域にかかわり、ライフワークとしている研究（放火・殺人）があります。研究は、「こだわり」と「没頭」がなければ結果が出ません。しかし、この「こだわり」と「没頭」という私の思考と行動に注目した医師は、私をASDと診断するかもしれません。100歩譲って私がASDだったとしましょう。でも、この「こだわり」と「没頭」という特性が功を奏して、現在、私は日本の司法精神医学界で幅広く活動させてもらっています。このため、もの凄く忙しいですが楽しいです。自分の特性を知り、その特性を生かして日々の業務にこだわり、没頭していけばいつかきっと「夢」がかないます。チェスト行け!!

高年齢者の雇用状況について

鹿児島労働局職業対策課

高年齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる「生涯現役社会の実現」に向け、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年の廃止」、「定年の引き上げ」又は「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。今回の集計は、平成30年6月1日現在、鹿児島県内の従業員31人以上の企業1,986社の状況をまとめたものです。

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

実施している企業の割合 ⇒ 99.5%（前年比0.2ポイント減） 全国平均99.8%

2 65歳定年企業の状況

65歳定年企業の割合 ⇒ 18.7%（前年比0.9ポイント増） 全国平均16.1%

3 66歳以上まで働ける制度のある企業等の状況

- ① 66歳以上まで働ける制度のある企業の割合 ⇒ 30.0%（今回からの設問のため前年比較がありません）
全国平均27.6%
- ② 70歳以上まで働ける制度のある企業の割合 ⇒ 28.1%（前年比3.8ポイント増） 全国平均25.8%

4 今後の取組

- ① 雇用確保措置未実施企業に対し計画的な個別指導を実施し、早期解消を図る。
- ② 少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下等を踏まえ、「生涯現役社会の実現」に向け、65歳以上への雇用確保を基盤としつつ、年齢に関わりなく働き続けることが可能な企業の普及・啓発等に取り組む。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成30年10月分】

県内有効求人倍率 1.35倍（前月と同水準）
全国有効求人倍率 1.62倍
（前月比0.02P減）

県内正社員有効求人倍率 0.95倍
（前年同月比0.08P増）
全国正社員有効求人倍率 1.15倍
（前年同月比0.09P増）

※本県の雇用失業情勢は、景気が緩やかに回復しつつあることや、それに伴う人手不足を背景として、有効求人数が50ヶ月連続で前年同月を上回り、有効求人倍率（季節調整値）は過去2番目の高い水準を維持しつつ、30ヶ月連続で1倍台で推移するなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善していますが、今後の求人・求職の動きに注視してまいります。

各種助成金、活用していませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【特定求職者雇用開発助成金】

- ・特定就職困難者コース（60歳以上65歳未満）
- ・生涯現役コース（65歳以上）

高年齢者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対する助成金制度です。

ご相談や雇用条件等の詳細については、県内ハローワーク、または、鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。

【65歳超雇用推進助成金】

- ・65歳超継続雇用促進コース
- ・高年齢者雇用環境整備支援コース
- ・高年齢者無期雇用転換コース

65歳以降の定年延長や継続雇用制度の導入を行う事業主に対する助成金制度です。

ご相談や詳細については、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 鹿児島支部（☎099-813-0132）へお問い合わせください。

平成30年 業種別死傷災害発生状況（平成30年11月分 速報版）

鹿児島労働局

	平成30年		平成29年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,627	13	1,641	17	-14	-4
1 製造業	310	1	333	1	-23	0
1 食品製造業	178		211	1	-33	-1
4 木材・木製品製造業	21		22		-1	
9 窯業土石製品製造業	20		18		2	
11～12 金属製品製造業	16		28		-12	
13～15 機械器具製造業	18		17		1	
上記以外の製造業	57	1	37		20	1
2 鉱業	5	0	5		0	0
3 建設業	257	4	260	8	-3	-4
1 土木工事業	92	2	95	2	-3	
2 建築工事業	142	2	119	4	23	-2
3 その他の建設業	23		46	2	-23	-2
4 運輸交通業	187	0	159	3	28	-3
1 鉄道・航空機業	8		8	1		-1
2 道路旅客運送業	20		12		8	
3 道路貨物運送業	158		138	2	20	-2
4 その他の運輸交通業	1		1			
5 貨物取扱業	21	0	27		-6	0
1 陸上貨物取扱業	9		9			
2 港湾運送業	12		18		-6	
6 農林業	76	3	88	1	-12	2
1 農業	35	2	49		-14	2
2 林業	41	1	39	1	2	
7 畜産・水産業	78	1	84	1	-6	0
8 商業	219	0	201	1	18	-1
1 卸売業	28		31		-3	
2 小売業	159		145	1	14	-1
3 理美容業	3		3			
4 その他の商業	29		22		7	
9 金融・広告業	16	1	22		-6	1
11 通信業	21	0	17		4	0
12 教育・研究業	11	1	14		-3	1
13 保健衛生業	231	0	228		3	0
1 医療保健業	112		94		18	
2 社会福祉施設	114		130		-16	
3 その他の保健衛生業	5		4		1	
14 接客娯楽業	85	1	98		-13	1
1 旅館業	16		24		-8	
2 飲食店	38		52		-14	
3 その他の接客娯楽業	31	1	22		9	1
上記以外の事業	110	1	105	2	5	-1
10 映画・演劇業	0		0			
15 清掃・と畜業	62	1	57	1	5	
16 官公署	1		1			
17 その他の事業	47		47	1		-1
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	167	0	147	2	20	-2
第三次産業（8～17）	693	4	685	3	8	1

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したものです。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

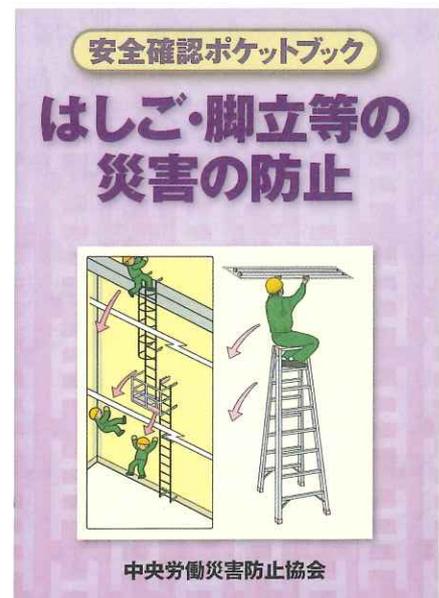


新刊・改訂図書のご案内
 ～労働災害防止に役立つ本～

中央労働災害防止協会発行の下記図書が改訂されましたのでご案内致します。

図書名	定価(税込)
安全確認ポケットブック 「はしご・脚立等の災害の防止」	302円

申込みは、中央労働災害防止協会（Tel. 03-3452-6401）
 又は当協会各支部へお願いします。



平成30年度 安全衛生教育促進運動の実施について

（公社）鹿児島県労働基準協会

中央労働災害防止協会は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育の重要性を改めて認識し、特に法定の安全衛生教育等の実施を促進するため、本年も平成30年12月1日から平成31年4月30日までを実施期間として、平成30年度安全衛生教育促進運動を実施しています。

事業者におかれましては、雇入れ時教育の徹底、運転資格、作業主任者の選任など確認を行い、必要な場合は教育の実施、技能講習等の受講をお願いします。

平成**30**年度

2018年12月1日 ▶ 2019年4月30日

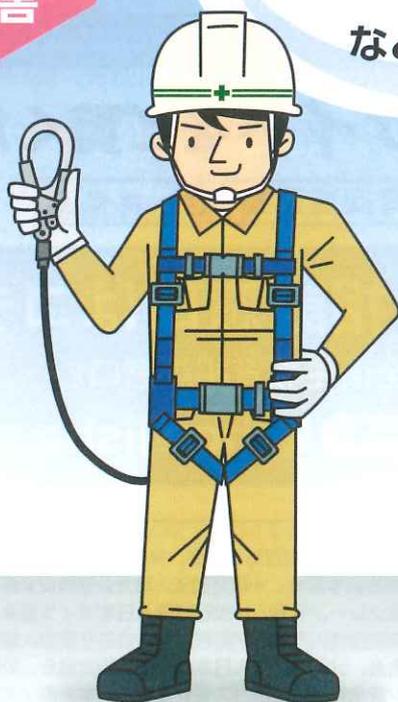
安全衛生教育促進運動

事業主の皆さん！

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが**義務づけ**られています。



平成31年2月から、
高所作業における
墜落制止用器具（安全帯）は
「フルハーネス型」の使用が原則
となり、特別教育の受講が
義務づけられます！

安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会（中災防）が主唱し、厚生労働省後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）等及び全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

中災防は平成30年度を初年度とする国の第13次労働災害防止計画や、国の「安全衛生教育等推進要綱」（平成28年10月12日付け基発1012第1号）の趣旨を踏まえ、この運動を広く展開していくこととしています。

テキストは
どこで買えるの？

技能講習・特別教育が
必要な業務を知りたい！

技能講習や
特別教育はどこで
実施していますか？

フルハーネス型墜落
制止用器具の使用にあたって、
どのような教育を受ければよいの？

安全衛生教育の
実施状況が確認できる
チェックリストがほしい！

安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください。

詳しくはこちら  で 

安全衛生教育に関する相談窓口はコチラ

《中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口》

電話 03-3452-6296 メール koho@jisha.or.jp

協賛団体

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技术協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会、一般社団法人セーフティグローバル推進機構 (順不同)

保健師からお届け
クローバーたより *

スギ花粉症根治療法知ってる?!

健康+ 第一 クロ葉さん♪

日本人の4人に1人がスギ花粉症



くしゃみや
涙が止まら
んがよ
くしゃみや
涙が止まら
んがよ

※スギ花粉飛散ピークは2月～4月

あなた！
それは花粉症よ！

今まで一度もなかつ
たどんなあ？！

今まで症状が無く
ても花粉に対する
抗体が出来ると症
状が出るのよ！

花粉を吸いこま
ないようにする
ことが大切よ！

芸能人になつた
ごたあ

クロ葉さんの健康への道は
まだまだつづく...



花粉症の治療は鼻や目のアレルギーの治療と基本的には同じですが、治療法は対症療法(内服薬や点眼薬)とアレルギー免疫療法の2つに分類されます。

今話題のアレルギー免疫療法ってなに?!

アレルギー反応を引き起こすアレルギーを少量から継続的に投与し、過剰なアレルギー反応を抑制する方法⇒**根治療法**



投与方法は2種類あるよ～♪

	舌下免疫療法	皮下免疫療法
薬の種類	スギ花粉, ダニ	スギ, ブタクサ, ダニ等
投与方法	舌の下に薬を垂らす(12歳以上) 錠剤タイプ登場!(5歳以上)	二の腕に注射する
通院頻度	週1回を2週間, その後は月に1回	週2回→週1回→2週間に1回と 間隔をあけていき、最終的には 月1回
薬の頻度	自宅で1日1回を毎日継続	病院で実施。通院が必要
治療期間	スギ花粉飛散前に投与し、 3年～5年継続的な治療が必要	
デメリット	スギ以外の花粉には無効	注射する際、痛みがある

「スギ花粉症に対する舌下免疫療法相談施設検索」
(<http://www.toriialg.jp/mapsearch/cryptomeria.html>)

舌下免疫療法できる施設は限られているよ

続かんとやっせん!!

どれを選んでも自分に合った治療法が1番じゃっ



出番ですよー!!
あたいの健康法
30代 女性
【鹿児島市在住】

日本の平均寿命と健康寿命の差は約10年。どうせなら健康的に年を重ねたい! そんな思いから始めたのが**腸活!!**

毎日欠かさずヨーグルトや発酵食品を摂るようにしています。風邪を引いても寝込む事はなく、肌つやもよさそうです。

腸内環境が免疫力をつかさどっているのは本当なのかもしれません◎

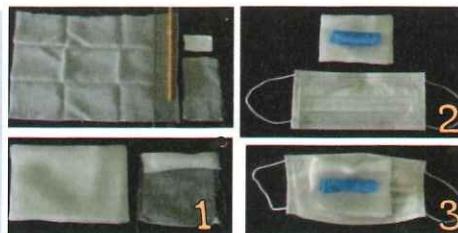
次はわいの番だぞ!
パトンタッチ!!



市販のマスクに付けるだけ

花粉99%カット! インナーマスク!!

- 【材料】
ガーゼ2枚と化粧用コットン1枚
- 【作り方】
- ① コットンにガーゼを巻きつける
 - ② もう1枚のガーゼの上に①を置く
 - ③ ②を鼻穴にあて、その上から市販のマスクを当てる◎

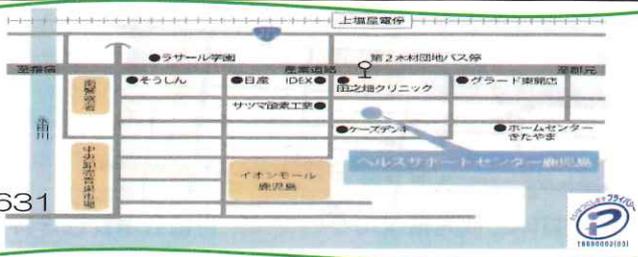


クロ葉
心の狂言
マスク顔
オイもアタイも
よる
良か面で
よ
はな
花の粉防せ
よ
良か機嫌
健一
クロ葉

健康の保持・増進のお手伝いをします!!

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
ヘルスサポートセンター鹿児島
〒891-0115 鹿児島市東開町4-96

健康相談・お問い合わせはこちら 電話 099-266-2631



平成30年度鹿児島県労働災害防止研修会のご案内

主催 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
後援 厚生労働省 鹿児島労働局

誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、労働災害の防止は不可欠です。国は、労働災害防止計画を策定し、死傷者数を削減する目標を掲げていますが、鹿児島県内においては、依然として製造業、建設業等で、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ等の労働災害が多発しています。

また、近年では、小売業、社会福祉施設等で転倒、墜落・転落、動作の反動、無理な動作等による災害が増加しています。

このような状況に鑑み、当協会では、労働災害防止に向けて、労働災害の現状・課題のほか職場から災害のリスクをなくするための内容で研修会を開催することに致しました。

労働災害防止活動を振り返るとともに新年度に向けた取り組みの対策となれば幸いです。

経営者や企業・団体等の安全衛生担当者の皆様には是非ご出席頂きますようご案内申し上げます。

期 日 平成31年2月15日（金） 開会：13時30分 閉会：16時00分予定 【開場・受付は、12時45分からです。】

会 場 鹿児島県歴史資料センター「黎明館講堂」
鹿児島市城山町7-2（電話099-222-5100） ※専用駐車場有ります。

講演内容 講演Ⅰ 「労働安全衛生行政の視点 ～われわれの対応～」（13：35～約40分間）
講師 日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島県支部
労働安全コンサルタント 及川 豊 氏
講演Ⅱ 「職場から災害のリスクをなくそう」（14：25～約90分間）
講師 中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター
安全管理士 甲斐 俊文 氏

参加費 無料（定員200名になり次第締め切らせていただきます。）

申込方法 下記申込書により平成31年2月8日（金）までにFAXでお申込み下さい。
（公社）鹿児島県労働基準協会 鹿児島市新屋敷町16-16
TEL 099-226-3621 FAX 099-226-3622

FAX 099- (226) 3622 下記のとおり申込みます。

平成30年度労働災害防止研修会参加申込書

事業場名				
所在地	〒		電話番号	()
			FAX番号	()
参加者氏名 受付番号は協会使用	受付番号		受付番号	
	受付番号		受付番号	

※ご記入頂いた個人情報については、当協会が責任を持って管理致します。

※参加証等はありませんので、当日会場へお越し下さい。

ストレスチェック後の 職場環境改善研修会

ストレスチェック集団分析後の職場環境改善について、その手法を解説し、その後グループワークで理解を深めます。衛生管理者、メンタルヘルス推進担当者、人事労務担当者など、職場環境改善に取り組む方のご参加をお勧めします。「職場環境改善助成金」についても解説します。

1. 受講対象者

鹿児島県内の事業主・管理監督者・衛生管理者・衛生推進者・産業保健健スタッフなど

2. 日時・会場

平成31年2月18日（月）13：30～16：15

マリンパレスかごしま
（鹿児島市与次郎二丁目8番8号）

定員50名

3. 受講料

無料

4. 申込期限

平成31年2月12日（火）まで（先着順、定員に達し次第受付終了）

5. 申込方法

裏面のFAX参加申込票かメールフォームよりお申し込みください。

↳ <https://ssl.formman.com/form/pc/xu9XV3XBUqpP7uf/>



メールフォーム
QRコード

「職場環境改善計画」

ストレスチェックの実施

↓
集団分析

（専門家による指導）

↓
職場環境改善計画の作成

職場環境の改善とは
職場のレイアウト見直し、作業計画への参加と情報共有、仕事の量・質の負担軽減、衛生設備の改善、労働時間・勤務体制の見直し、上司・同僚の支援、キャリア支援、相談窓口の設置などを行うこと

「職場環境改善計画」助成金について

ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえ、職場環境改善計画を作成し、計画に基づき職場環境改善を実施した場合に、実費の助成を受けることができる制度です。

Aコース

(1)職場環境改善に係る
専門家による指導費用

(2)職場環境改善に係る
機器・設備購入費用

助成額10万円、うち購入費用は5万円迄

Bコース

メンタルヘルス対策促進員の
助言・支援（無料）を受けて
職場環境改善計画を作成する。

職場環境改善に係る
機器・設備購入費用

助成額 5万円（購入費用）

FAX参加申込票

2月12日（火）締切

(鹿児島産業保健総合支援センター FAX 099-252-8003)

ストレスチェック後の職場環境改善研修会

事業場名	従業員数（	人）
所在地 〒	-	鹿児島県
TEL	FAX	
参加者① 職・氏名		
参加者② 職・氏名		
連絡先（ご担当者職・氏名）	1事業場2名様まで	

◆受付完了のご連絡は、参加申込票に不備がない限り致しかねます。不着を防ぐため、FAX送信された場合は念のため受信の有無を、鹿児島産業保健総合支援センター 担当：崎田（TEL099-252-8002）までご確認ください。

当日プログラム

13:00～13:25	受付
13:30～13:35	開会 開会挨拶
13:35～15:50 (休憩15分)	① 研修 (13:35～14:35) ストレスチェック集団分析後の職場環境改善 講師：メンタルヘルス対策促進員 ② グループワーク (14:50～15:50)
15:50～16:15	閉会 ・ 質疑、個別相談 ・ アンケート記入

独立行政法人 労働者健康安全機構 鹿児島産業保健総合支援センター
〒890-0052 鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4階
TEL: 099-252-8002 Fax: 099-252-8003
URL: <http://kagoshimas.johas.go.jp> Email: info@kagoshimas.johas.go.jp

参加費無料

平成30年度厚生労働省委託事業

特別な休暇制度の導入活用セミナー

改正された労働基準法等の説明も行います（同一労働同一賃金の関係は行いません）。

働く方々のさまざまな事情に対応した企業独自の、法定外の特別な休暇制度(病気休暇、裁判員休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、罹災休暇、犯罪被害者などの被害回復のための休暇など)の重要性が高まっています。

本セミナーでは、病気休暇やボランティア休暇などの特別な休暇制度導入のヒントを皆様にご紹介します。

また、本年7月、働き方改革関連法が公布され、これにより改正された労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法のポイントについてもご説明します。

皆様のご参加をお待ちしています。

開催日時

平成31年1月17日(木) 14:00~16:30

開催場所

リファレンス駅東ビル 2階 Y-1
福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目16-14
リファレンス駅東ビル
◆博多駅 徒歩約4分

内容

- ◇講演「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度」(特別な休暇制度)の導入・活用について
 - ※特別な休暇制度の意義や活用事例を通して、企業で特別な休暇制度を導入・利用促進に取り組むことの効果や必要性、そして仕事と生活の調和がもたらす企業のメリット等についてご説明します。
- ◇働き方改革関連法(労働基準関係)の概要について
- ◇参加者からの質疑応答

定員数100名 **参加費無料** ※申込期限は開催3日前ですが、満席となり次第締め切りとなります。**お問合せ先（セミナー事務局）**

【厚生労働省委託事業実施機関】

株式会社日本能率協会総合研究所 ☎0120-676-715（平日：10時～17時） 担当：河野

【FAX用：特別な休暇制度の導入活用セミナー参加申込書】 FAX：03（3578）7614

お名前		参加開催場所	(上記開催場所1～7の番号をご記入ください。)
都道府県		市町村名	
所属企業等名称		所属部局課名	
電話番号		メールアドレス	
備考			

※お申込みの際にご記入いただく個人情報は、弊社の個人情報保護方針に基づき安全に管理し、保護の徹底に努めます。

また、本セミナーに必要な一連の業務以外に使用することはありません。

弊社のプライバシーポリシーについて、詳しくは弊社ホームページ <http://www.jmar.co.jp> をご覧ください。

平成31年2月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講 習 名		講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技 能 講 習	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 2/4~2/8	1/7~1/11	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
		【科目免除者】 2/4~2/5		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	乾燥設備作業主任者	2/7~2/8	1/7~1/11	会員 12,392円 一般 13,392円	【受講資格】 ・乾燥設備の取扱作業に5年以上従事された方等
	車両系建設機械運転 (解体用)	2/12	1/15~1/18	会員 17,780円 一般 18,780円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転(整地等)技能講習修了者
	ガス溶接	2/13~2/14	1/15~1/18	会員 9,004円 一般 9,504円	
	有機溶剤作業主任者	2/14~2/15	1/15~1/18	会員 12,824円 一般 13,824円	
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 2/18~2/22	1/21~1/25	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	
		【科目免除者】 2/18~2/19		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
	玉掛	2/18~2/20	1/21~1/25	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	2/25~2/26	1/28~2/1	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者	2/27~3/1	1/28~2/1	会員 18,440円 一般 19,440円		
教習	移動式クレーン運転実技教習 (5t以上)[実技免除]	2/25~3/2	1/28~2/1	【全科目者】 会員 89,861円 一般 90,861円 【学科免除者】 79,920円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目 となっております。)
特別 教育	クレーン運転	2/4~2/5	1/7~1/11	会員 16,770円 一般 20,010円	
	巻き上げ機の運転	2/12~2/13	1/15~1/18	会員 15,340円 一般 18,580円	

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。